

障害者在宅生活あんしん事業 ご案内



担当・発行

練馬区福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係

住所：練馬区豊玉北 6－1 2－1

電話：03－5984－1021

緊急通報システム

<サービス利用対象者>

- 練馬区に住所を有する 18 歳以上のひとり暮らし等で在宅の方のうち、次の要件を備えている方を対象とします。

- ・ 身体障害の程度が 2 級（内部障害の場合は 3 級）以上の方で、日常生活を営むうえで常時注意が必要な方
- ・ 難病の指定を受けている方で、日常生活を営むうえで常時注意が必要な方

<サービス概要>

- 緊急時に機器のボタンを押すことで、救急車の出動要請と駆けつけ開錠ができます。
- 専門の相談員に 24 時間 365 日健康・介護に関する相談をすることができます。
- 機器のボタンが押されなくても、周囲の方からの異変情報の連絡があれば、駆けつけ員等が状況確認に伺います。
- 事業者から月 1 回程度、生活状況や機器動作確認のために電話連絡を差し上げます。
- 機器に内蔵された温湿度センサーにより、熱中症発生のリスクが高い状態になると注意喚起のアナウンスが流れます。
- ※ 緊急通報システムの概要については、別紙「緊急通報サービス ご利用のしおり」をご参照ください。

<サービス開始まで>

- 緊急通報システム事業者から訪問調査の日程調整のご連絡を差し上げます。
- 申請から機器の設置までに 1～2 か月かかります。
- 機器設置の際にご自宅の鍵をお預かりします。鍵を複数お持ちでない場合は、機器設置までにご用意ください（キーボックスご利用の方を除きます）。

<サービス利用上の留意事項>

- 緊急通報システム機器は貸与品です。特にペンダント型機器の紛失・破損等にご注意ください。
- サービス開始は設置工事終了後からとなります。
- NTT 単独アナログ回線を基本としており、回線の種類によっては利用できない場合があります。また、回線所有者の承諾書が必要になる場合があります。

緊急通報システムのオプション機能

1 生活リズムセンサー

<サービス概要>

- 24 時間内に一定回数の動きが検知されなかった場合、駆けつけ員が状況確認に伺います。

<サービス開始まで>

- 緊急通報システムと同時に申し込まれた方は、緊急通報システム機器設置と同時に機器を設置します。
- 緊急通報システム設置後に申し込まれた方は、事業者から設置日時の調整のご連絡を差し上げます。

<サービス利用上の留意事項>

- 外出する場合は、緊急通報システム機器の『外出』ボタンを押下してください。
- 生活リズムセンサーは貸与品です。紛失・破損等にご注意ください。

2 見守り電話

<サービス利用対象者>

- 障害者総合支援法に基づくサービスのうち、週1回以上訪問および通所サービスを利用していないこと。

<サービス概要>

- 安否確認などのため、コールセンターから週1回電話連絡をします。
- 事前に不在のご連絡が無く、お約束の日に電話がつかない場合、時間を変えるなどして再度電話をかけます。再度の電話にも応答がない場合は、お申込み時にご記入いただいた緊急連絡先にご連絡し、安否確認をします。
- 緊急連絡先でも安否確認ができない場合は、練馬区に報告され、駆けつけ員等が状況確認に伺います。

<サービス開始まで>

- 事業者からの初回の電話連絡時に、翌週以降の見守り電話の日時を相談していただきます。2回目からは決まった日時にお電話します。
- ※ 緊急通報システムと同時に申し込まれた方は、緊急通報システムが設置されてからサービスを開始します。

<サービス利用上の留意事項>

- 電話は複数の者が交代でお電話します（1人の決まった担当ではありません）。
- 下記のような場合には、0120-082-833（ALSOK あんしんケアサポート株式会社。通称「あんしんセンター」）までご連絡ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 外出、旅行、入院などで見守り電話予定日時に不在になる場合・ 見守り電話時に留守で、留守番電話に着信があった場合・ 退院等長期不在から帰宅された場合 |
|---|

見守りICT

身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方ならびに難病患者等の方の見守り等を支援する機器を導入した際の費用の一部を助成します。事業概要などの詳細は、別紙「見守りICT 機器導入費用助成事業」をご確認ください。